

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和6年10月17日

件 名	足立区こども計画審議会の進捗状況及び今後のスケジュールについて												
所 管 部 課	あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課												
内 容	足立区こども計画審議会の進捗状況等について、以下のとおり報告する。 1 第1回足立区こども計画審議会の開催結果（8月27日開催） （1）出席人数 17名（審議会委員は「足立区こども計画審議会委員名簿」参照） （2）主な議題 ア 第一部 （ア）会長及び副会長の選出 （イ）諮問 イ 第二部 （ア）計画策定の主旨と方向性、計画策定の検討素材の説明 （イ）意見交換 （3）委員からの主な意見 ア 夢の後押しと現実的な支援の両立 イ 地域の取り組みを活かして子どもや親をサポート ウ 子どもや若者自身が居場所や進路など自分で選択できる環境となることが望ましい エ 情報格差を無くすことに力を入れる オ 少子化社会対策は広域自治体で取り組むべき 2 こども計画策定までのスケジュール（予定） <table border="1"> <tr> <th>予定時期</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>～令和7年8月</td><td>こども計画審議会での調査審議</td></tr> <tr> <td>令和7年9月</td><td>区長への答申</td></tr> <tr> <td>令和7年9月</td><td>パブリックコメント</td></tr> <tr> <td>令和7年11月</td><td>パブリックコメント結果 子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告</td></tr> <tr> <td>令和7年12月</td><td>こども計画 議会報告</td></tr> </table> 3 今後の方針 （1）足立区こども計画審議会における審議の進捗については、引き続き、子ども・子育て支援対策調査特別委員会において報告を行っていく。 （2）審議内容や答申をもとに、庁内検討部会において、こども計画に関して調査、研究を行うとともに、策定作業に取り組んでいく。	予定時期	内容	～令和7年8月	こども計画審議会での調査審議	令和7年9月	区長への答申	令和7年9月	パブリックコメント	令和7年11月	パブリックコメント結果 子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告	令和7年12月	こども計画 議会報告
予定時期	内容												
～令和7年8月	こども計画審議会での調査審議												
令和7年9月	区長への答申												
令和7年9月	パブリックコメント												
令和7年11月	パブリックコメント結果 子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告												
令和7年12月	こども計画 議会報告												

足立区子ども計画審議会委員名簿（１８名）

※選出区分ごとに氏名の五十音順

	氏名（敬称略）	所属・役職 等	備考
学識経験者 委員	あ べ 阿部 あや 彩	東京都立大学 人文社会学部 人間社会学科 教授	
	すえとみ 末富 かおり 芳	日本大学 文理学部 教育学科 教授	
	ふじわら 藤原 たけお 武男	東京医科歯科大学 大学院 医歯学総合研究科 教授	会長
	やまだ 山田 てつや 哲也	一橋大学 大学院 社会学研究科 教授	
区内有識者 委員	かとう 加藤 やすひろ 泰弘	東京都立青井高等学校校長	
	かわかみ 川上 しげあき 重昭	足立区民生・児童委員協議会第三合同会長	
	たかぎ 高木 まさよ 政代	ソーシャルワーク・アドバイザー	
	なかやま 中山 いさな 勇魚	特定非営利活動法人 Chance For All 代表理事	
公募委員	おの 小野 あかね 茜		
	きくち 菊地 みのり 美穂		
	たなか 田中 ゆうや 優哉		
	やまざき 山崎 まもる 衛		
区議会議員	おおた 太田 せいいち せいいち	足立区議会議員	
	しぶや しぶや りゅういち 竜一	足立区議会議員	
	ぬかが ぬかが かずこ 和子	足立区議会議員	
	みずの 水野 あゆみ あゆみ	足立区議会議員	
区職員	なかむら 中村 あきよし 明慶	教育長	
	はせがわ 長谷川 かつみ 勝美	副区長	副会長

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和6年10月17日

件 名	足立区特定不妊治療費（先進医療）助成のオンライン申請及び郵送申請の開始について
所 管 部 課	衛生部 保健予防課
内 容	令和5年1月から「東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業」の決定を受けた方に対し、「体外受精」及び「顕微授精」を行う際に保険適用と併せて自費で実施された「先進医療」に係る費用の一部（上限50,000円）を東京都の上乗せで助成してきた。 このたび、東京都が原則、電子申請となったことから、区においても、これまでの窓口申請に加え、オンライン申請及び郵送申請を下記のとおり開始する。 記 1 運用開始日 令和6年10月1日 2 周知方法 区ホームページ、広報紙、チラシ配布など

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和6年10月17日

件 名	都内助産所における妊婦健康診査受診票の使用開始について
所 管 部 課	衛生部 保健予防課
内 容	これまで都内助産所における妊婦健康診査は、償還払いによる公費負担を実施してきた。このたび、助産所における妊婦健康診査受診票の使用について東京都地域保健事業連絡協議会（五者協）で承認されたため、下記のとおり事業を開始する。 記 1 事業開始 令和6年10月1日 2 対象者 令和6年10月1日以降に、区へ妊娠届出書を提出した妊婦 3 対象となる助産所 東京都助産師会に所属し、分娩を取り扱う助産所 ※ 区内では「ひな助産院（加平3－14－12）」のみ 4 費用 1回あたり5,140円（医療機関と同額） ※ ただし、14回分の妊婦健康診査のうち、医療行為が伴う1回目は医療機関のみ 5 受診票 既存の妊婦健康診査受診票を読み替えて使用

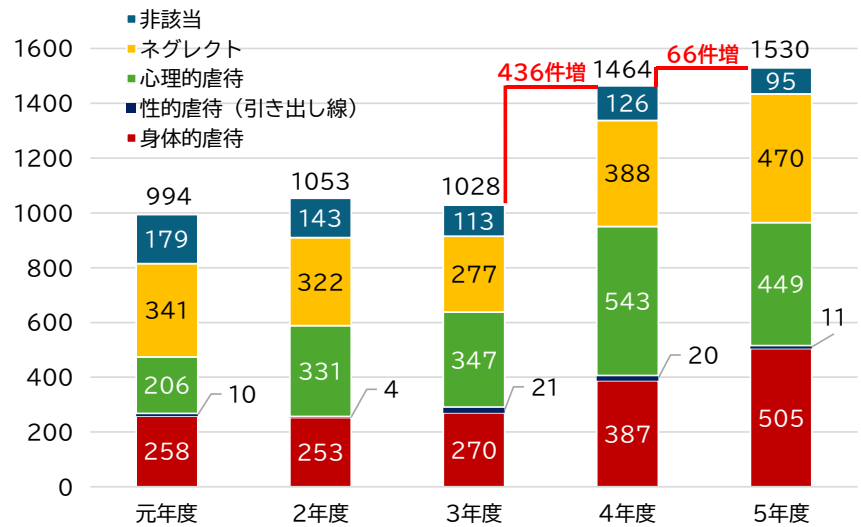
令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和6年10月17日

件名	令和5年度児童家庭相談及び令和6年度要保護児童対策地域協議会代表者会議の概要について																								
所管部課	こども家庭相談室　こども家庭相談課																								
内容	こども家庭相談課で対応していた令和5年度の児童家庭相談（児童虐待相談を含む）の概要及び令和6年度足立区要保護児童対策地域協議会代表者会議の概要について報告する。 1　足立区における「児童家庭相談（全体）」の状況 （1）相談概要 子育て中の保護者からの子育ての不安や悩み、困っていることや分からないことなどへの相談対応のほか、虐待に気づいたり、虐待が疑われる際の通報に対応している。 （2）相談件数の推移 <table><thead><tr><th>相談種別</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>養育相談</td><td>1290</td><td>1146</td><td>1083</td><td>952</td><td>827</td></tr><tr><td>虐待相談</td><td>994</td><td>1053</td><td>1028</td><td>1464</td><td>1530</td></tr><tr><td>保健・障がい・非行・育成・その他の相談</td><td>200</td><td>176</td><td>177</td><td>159</td><td>124</td></tr></tbody></table>	相談種別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	養育相談	1290	1146	1083	952	827	虐待相談	994	1053	1028	1464	1530	保健・障がい・非行・育成・その他の相談	200	176	177	159	124
相談種別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度																				
養育相談	1290	1146	1083	952	827																				
虐待相談	994	1053	1028	1464	1530																				
保健・障がい・非行・育成・その他の相談	200	176	177	159	124																				

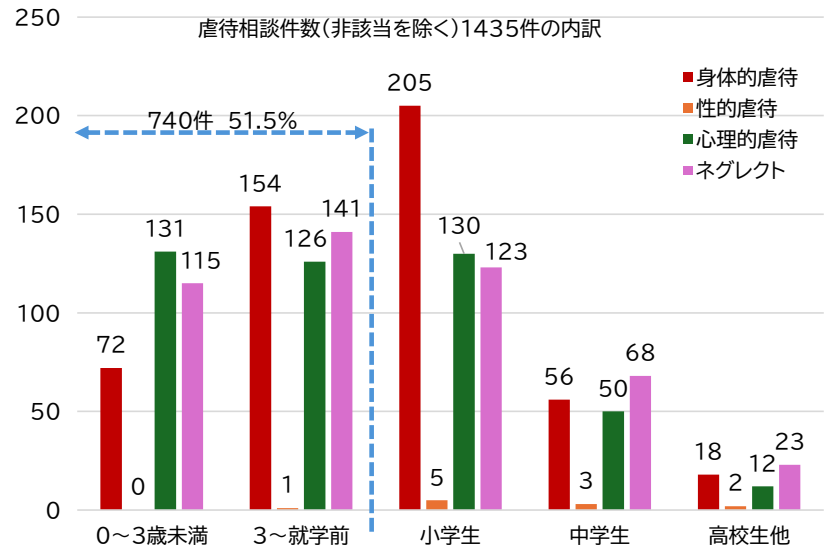
2 足立区における「児童虐待相談」の状況

(1) 虐待相談件数の種別内訳（令和元年度→5年度）



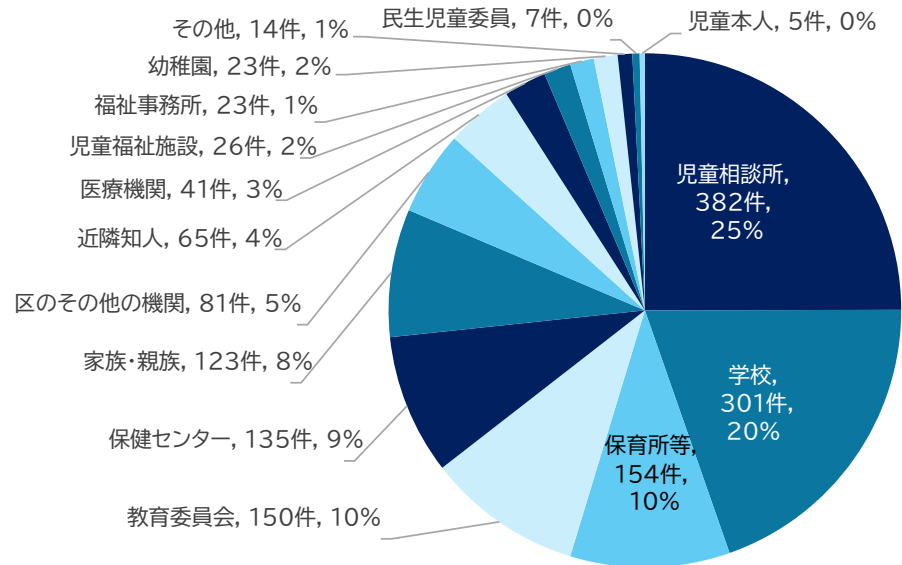
- ア 令和5年度は、前年度比66件増と緩やかに増加した。
- イ 66件の内訳は、身体的虐待+118件、性的虐待-9件、心理的虐待-94件、ネグレクト+82件、非該当-31件となっている。
- ウ 増加傾向であった心理的虐待が減少し、ネグレクトが身体的虐待について多くなった（470件）。
- ※ 今年度の足立区要保護児童対策地域協議会代表者会議の議事テーマとした。

(2) 虐待相談の年齢別・種別件数（令和5年度）



- ア 就学前児童に関する虐待相談が全体1435件のうち740件、51.5%を占めている。
- イ 小学生では身体的虐待が多く、中学生、高校生ではネグレクトが多い状況にある。

(3) 虐待相談の通告元件数（令和5年度）



※ 児童相談所からの通告とは、児童相談所が受理した相談のうち、面前DVや近隣通告などは区による身近な支援が適しているため、こども家庭相談課が対応したもの

3 令和6年度足立区要保護児童対策地域協議会代表者会議の概要

(1) 日時・場所

令和6年7月22日（月） 庁議室

(2) 出席団体

足立児童相談所、医師会、学校歯科医会、区内警察署生活安全課
 民生・児童委員協議会、人権擁護委員会、保護司会、更生保護女性会
 民間保育園連合会、私立幼稚園協会、区立保育園長会
 区立小学校長会、区立中学校長会、花畑学園
 区内児童養護施設、母子生活支援施設、宿所提供施設、
 うめだ・あけぼの学園、NPO 法人東京養育家庭の会

(3) 議事

ア 意見交換

ネグレクト事例に気づいた場合の児童や保護者への対応

イ 情報共有

- ① 一時保護における司法審査の導入による改正点
- ② 福祉まると相談課の新設

(4) 主な意見等

ア ネグレクト事例に気づいた場合の児童や保護者への対応

- ① ネグレクトの心配のある子どもには普段どおり接するなかで何か変わったことがないかを聞き取る。保護者対応では、話しやすい雰囲気の中で話を聞き取るようにしている。
- ② ネグレクトのうち長時間放置の事例は中学校でも年間で何件かある。保護者の代わりがいて連絡が取れば連携を取れるが、いないときは毎日状況を確認していく。
- ③ 各機関ともに役割はあるが、それぞれができることを広げ、

支援のかさなり（のりしろ）を作っていくことで支援のネットワークから漏れないようにしたい。

イ 一時保護開始時における司法審査の導入

- ① 令和7年4月から、児童相談所が児童の一時保護を行う場合で、親権者等の同意が得られない場合、事前または一時保護開始から7日以内に、家庭裁判所に一時保護状の請求・発付を受けることが必要となる。
- ② 子どもと保護者に対する関係機関の支援において、子どもに何か心配なことがあったときは、子どもと保護者に話を聞いていただき、記録に残しておくことが重要である。

ウ 福祉まるごと相談課の新設

- ① 福祉まるごと相談では、どんな相談も断らずに受け止め、できる支援を一緒に考えていく。「どこに相談していいかわからない」等の場合の相談先のひとつとして活用してほしい。

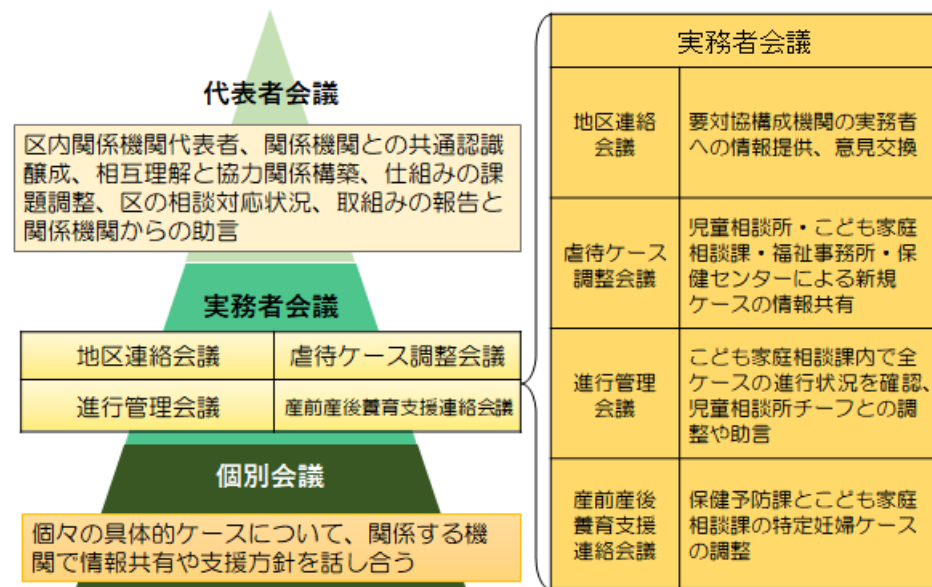
エ その他

- ① 日本小児科学会で「医療における子ども憲章」を作った。「病院などで親や大切な人といっしょにいる権利」など、子ども自身や親にも広く知ってもらいたい内容である。

4 今後の方針

代表者会議の概要を10月から11月にかけて行う地区連絡会議で共有し、個別ケースへの対応について活かしていく。

【参考】足立区要保護児童対策地域協議会について



(1) 位置付け

要保護児童等の早期発見と適切な支援を行うネットワーク

(2) 支援対象

虐待を受けた要保護児童や保護者の養育を支援する必要がある要支援児童、特定妊婦

(3) 内容

関係機関が要保護児童等の情報を共有し、支援の協議と役割分担を行う。

(4) 令和5年度開催実績

会議名	開催日・回数	参加機関等	参加者数
代表者会議	7月24日 (月)	要保護児童対策地域協議会 構成機関の代表者	39委員
地区連絡会議	7回 10月～11月	要保護児童対策地域協議会 構成機関の実務者等	431名
虐待ケース 調整会議	毎月1回 (年間12回)	足立児童相談所、こども家庭支援 課、保健予防課、足立福祉事務所	—
進行管理会議	毎月10回 (年間120回)	足立児童相談所、 こども家庭支援課	—
産前産後養育 支援連絡会議	毎月1回 (年間12回)	こども家庭支援課、 保健予防課	—
個別ケース会議	随時132回	ケースごとの関係機関	—